

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 各論部分の検討案

令和6年2月15日

厚生労働省感染症対策部感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

政府行動計画の各論の構成（全体像）

現在改定に向けて検討中の政府行動計画の各論の構成の全体像については、以下のとおり。

各論項目

政府行動計画の各論は以下の13項目から構成される。

- ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスコミ
 - ⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療法・治療薬、⑩検査、⑪保健
 - ⑫物資、⑬国民生活・国民経済の安定の確保
- ⇒ 今回は上記3項目について、新型インフル等小委員会として特にご意見をいただきたい。

フェーズごとの計画

各論13項目については、それぞれ以下の段階（フェーズ）に分けて記載する。

- ✓ 準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を記載
- ✓ 初動期：感染症の発生初期に必要な初動対処を記載
- ✓ 対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を記載

記載の考え方、ポイント

- 従来の政府行動計画では、章立てが「サーベイランス・情報収集」であったが、今回の改定において、「情報収集・分析」と「サーベイランス」に分けるものとする。
- ガイドラインについても、政府行動計画の章立てに沿って「情報収集・分析」と「サーベイランス」に分けて作成する。
- 「②情報収集・分析」の章では、国内外の感染症の発生状況や対応状況、国民生活及び国民経済に関する情報等から得られる情報の収集・分析について記載するものとし、感染症サーベイランス等については、次頁の「③サーベイランス」にて記載していくものとする。
- 政府行動計画の3つの段階（フェーズ）には、主に以下の通り記載する。
 - ✓ 準備期： 平時及び有事に行う情報収集・分析の考え方
 - ✓ 初動期： 感染症の発生初期から行うべき情報収集・分析や、リスク評価に基づく情報収集・分析の考え方
 - ✓ 対応期： 流行状況や、国民生活及び国民経済に関する分析等に基づく情報収集・分析の考え方
- この他、横断的なテーマ（人材、国と地方自治体等の連携、DXの推進）についても記載

主な論点

- 病原体のリスクや保健医療体制に関する指標、国民生活及び国民経済に関する指標として、ガイドラインに記載すべき指標の種類と範囲について

記載の考え方、ポイント

- 従来の政府行動計画では、章立てが「サーベイランス・情報収集」であったが、今回の改定において、「情報収集・分析」と「サーベイランス」に分けるものとする（再掲）。
- ガイドラインについても、政府行動計画の章立てに沿って「情報収集・分析」と「サーベイランス」に分けて作成する（再掲）。
- 「③サーベイランス」の章では、感染症サーベイランスの概念等について記載するものとし、従来の政府行動計画に記載されていた個々のサーベイランスに関する事項は、ガイドラインに記載するものとする。
- 政府行動計画の3つの段階（フェーズ）には、主に以下の通り記載する。
 - ✓ 準備期： 平時及び有事に行うサーベイランスの考え方
 - ✓ 初動期： 感染症の発生初期から行うべき重層的なサーベイランスや、リスク評価に基づく感染症対策等の考え方
 - ✓ 対応期： 流行状況及び感染症のリスク評価等に基づき柔軟に実施するサーベイランス、感染症対策等の考え方
- この他、横断的なテーマ（人材、国と地方自治体等の連携、DXの推進）についても記載

主な論点

- 今後目指すべきサーベイランスの全体像
- ガイドラインに掲載すべきサーベイランスの種類と実施目的について
- 平時から有事への各サーベイランスの位置づけと対応の切り替えについて

考え方

- 「②情報収集・分析」では、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の患者の発生動向の推移、病原体の型・亜型や性状（病原性、感染伝播能力、薬剤耐性等）、臨床像や治療効果等のほか、国民生活及び国民経済に関する情報等の収集について取り扱う。
- 「③サーベイランス」では、「②情報収集・分析」に含まれる感染症サーベイランスについてのみ取り扱う。
- 行動計画には考え方や概念、ガイドラインには具体的な指標や手法等について記載する。

(例)

【感染症に関する情報】

- 国内外の感染症の発生状況、対応状況
- 感染症情報、疫学情報、臨床情報
- 国際機関や各国公的機関のポリシー、ガイドライン記載事項
- 研究開発状況、研究結果
- 感染症等関係事業者からの情報 等

【国民生活・国民経済に関する情報】

- コールセンターやSNS発信 等

【基本的人権の尊重に関する情報】

- マスメディア情報 等

情報収集・分析

サーベイランス

(例)

- 患者発生サーベイランス
- ウイルスサーベイランス
- 入院サーベイランス
- 疑似症サーベイランス
- 抗体保有割合
- インフルエンザ様疾患患者発生報告
- 下水サーベイランス
- クラスタースurveyランス
- 死亡例の把握 等

政府行動計画 各論 ③サーベイランス ガイドラインに掲載すべきサーベイランスの種類と実施目的

サーベイランスの種類	実施時期		実施目的	根拠法
	平時	有事		
患者発生サーベイランス (急性呼吸器感染症 サーベイランス含む)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 感染症発生の傾向を把握することを目的に、平時から全数把握、定点把握している感染症があり、急な増加、急性呼吸器感染症の早期探知に役立ter。 有事(大臣公表時)の際には、既に定点把握している感染症については全数把握へ切り替える。また、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症に指定された場合は、全数把握にて把握する。 	感染症法
ウイルスサーベイランス (ゲノムサーベイランス)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 病原体の型・亜型や性状(病原性、感染伝播能力、薬剤耐性等)を把握することを目的に平時から実施する。 有事(大臣公表時)の際には検体提供対象医療機関、検体提出数の拡大を検討する。 	感染症法
入院サーベイランス	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 入院者数の把握とともに、重症化状況を把握することを目的に平時から実施する。 有事(大臣公表時)の際には、全数把握に拡大し、転帰状況を把握することを目的に退院届の提出を開始する。 	感染症法
法第14条第1項に基づく 疑似症サーベイランス	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 疑似症患者(※)の早期探知を目的に、平時から定点把握を実施する。 有事(大臣公表時)の際には、法14条第7項第8項に基づく疑似症サーベイランスを実施する。 ※発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、集中治療その他これに準ずるものが必要と医師が判断した者 	感染症法
抗体保有割合 (感染症流行予測調査含む)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種事業の効果的な運用を目的に平時から実施する。 感染拡大の際には、対象感染症の抗体保有割合の調査について検討する。 	予防接種法/ 感染症法
インフルエンザ様疾患発生報告 (学校サーベイランス)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、小・中・高等学校において休校、学年閉鎖、学級閉鎖した施設数、当該措置を取る直前の学校、学年、学級における在籍者数、患者数、欠席者数の推移を平時から確認する。 有事の際には、継続して実施する。 	—
地域ごとの実情に応じた サーベイランス	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事の判断にて、平時より、地域の流行状況等に応じて疫学調査等を実施する。 有事の際も、都道府県知事の判断で実施する。 	感染症法等
鳥類、豚が保有するインフル エンザウイルスサーベイランス	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 流行予測調査にて、調査客体(ブタ)を用いたインフルエンザウイルスの出現の監視を目的に、平時から確認する。 有事の際には、継続的に実施する。 	—
下水サーベイランス	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 市中等でヒトから排出された唾液や糞便に含まれるウイルスを把握することを目的に実施する。 有事の際には、継続的に実施する。 	—
入国時サーベイランス	○	※	<ul style="list-style-type: none"> 平時からどのような呼吸器感染症が国内に入っているかの調査を実施する。 ※有事の際には、検疫措置に切り替わることになる 	—
法第14条第7項第8項に基づく 疑似症サーベイランス		○	<ul style="list-style-type: none"> 有事(※)の際、疑似症患者の早期探知を目的に全数把握を実施する。 ※二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合 	感染症法
国による疫学調査		○	<ul style="list-style-type: none"> 有事(大臣公表時、流行期)の際には、病原体の特性、罹患者の臨床像把握等を把握することを目的に実施する。 	感染症法
クラスターサーベイランス		○	<ul style="list-style-type: none"> 有事(大臣公表時、感染拡大時)の際には、クラスター発生状況の把握が必要と認められた場合に実施する。 	感染症法等
死亡例の把握		○	<ul style="list-style-type: none"> 有事(流行期)の際には、必要に応じて療養中の死亡事例の発生状況の把握を行う。 人口動態統計を利用した超過死亡や死亡診断書等を用いた疫学調査等を踏まえた包括的な把握を検討する。 	感染症法等

政府行動計画 各論 ③サーベイランス

感染症法の関連条文（1）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

7 厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

8 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を届け出をを求めることができる。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

政府行動計画 各論 ③サーベイランス 感染症法の関連条文（２）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

- 2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。
- 4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

記載の考え方、ポイント

- 従来の政府行動計画においては、水際対策の記載が「予防・まん延防止」の章に含まれていたが、今回の改定において、新たに「水際対策」を章立てする。
- 「⑤水際対策」の章では、
 - ✓ 基本理念として、水際対策は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせることが目的であると明記。
 - ✓ 質問、診察・検査、隔離・停留、待機要請、健康監視等の検疫措置、検疫飛行場及び検疫港の集約化等について、大まかな方針を記載。
- 検疫措置、検疫飛行場及び検疫港の集約化等に係る細かい運用面については、政府行動計画の章立てに沿って、ガイドラインに記載する。
- 政府行動計画の3つの段階（フェーズ）には、主に以下の通り記載する。
 - ✓ 準備期： 水際対策の実施に必要な体制整備について
 - ✓ 初動期： 情報収集、検疫措置の実施・強化について
 - ✓ 対応期： 感染拡大等の状況を踏まえた水際対策の強化又は緩和について

主な論点

- 特定検疫港等を「5空港4海港」から「7空港4海港」に変更することについて
 - ✓ 特定検疫飛行場：新千歳、成田、羽田、関西、中部、福岡、那覇 ※下線部分を追加する
(変更する理由) 5空港に次ぐ国際線の航空機発着実績がある新千歳と那覇を新たに追加し、受入枠の増加を図る
 - ✓ 特定検疫港： 横浜、神戸、関門、博多 ※変更なし
(変更しない理由) コロナ禍では船舶の来航を制限して対応したことから、港については現状維持

政府行動計画 各論 ⑤ 水際対策 新型インフルエンザ等対策特別措置法の関連条文

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

（停留を行うための施設の使用）

第二十九条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国（新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。）における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第十四条第一項第二号に掲げる措置（第五項及び次条第一項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港（同法第三条に規定する検疫港をいう。第四項において同じ。）及び検疫飛行場（同法第三条に規定する検疫飛行場をいう。第四項において同じ。）のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。）に係る検疫を行うべきものを定めることができる。

2 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。

5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、検疫法第二十三条の三の規定による宿泊施設の提供の協力の求めを行ってもなお停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、病院若しくは診療所若しくは感染症法第四十四条の三第二項若しくは第五十条の二第二項に規定する宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

政府行動計画 各論 ⑤ 水際対策 政府行動計画案、ガイドライン案の該当箇所

○新型インフルエンザ等対策政府行動計画の特定検疫港等に係る記載（※現段階の案）

国は、検疫措置を適切に行うため、海外における発生状況、船舶・航空機の運行状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め、集約化を図る。

○新型インフルエンザ等対策ガイドラインの特定検疫港等に係る記載（※現段階の案）

隔離、停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国等からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国等からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、厚生労働省は、内閣感染症危機管理統括庁や国土交通省等の関係省庁と連携して、7空港、4海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。

A 7空港（新千歳・成田・羽田・関西・中部・福岡・那覇）

B 4海港（横浜・神戸・関門・博多）

（注1）特定検疫飛行場においては、発生国等から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。

（注2）貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

政府行動計画 各論 ⑤ 水際対策 特定検疫港等の位置

- 特定検疫飛行場（現在）
- 特定検疫飛行場（追加）
- 特定検疫港

